

(仮称) 西予風力発電事業

環境影響評価準備書についての

意 見 の 概 要 と 当 社 の 見 解

平成 26 年 7 月

大和エネルギー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成26年5月20日(火)

(2) 公告の方法

①平成26年5月20日(火)付けの愛媛県報に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・西予市の広報誌へ掲載した。

[別紙2参照]

広報せいよ 6月号(No.122) P18

・当社ホームページへ掲載した。

[別紙3-1~3-2参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4か所、当社事業所1か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①自治体庁舎

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・西予市役所経済振興課 | (宇和町卯之町3丁目434番地の1) |
| ・西予市役所 明浜支所 | (明浜町高山甲3657番地) |
| ・西予市役所 三瓶支所 | (三瓶町朝立1番耕地360番地1) |
| ・愛媛県庁舎内 | (松山市1番町4丁目4番地2) |

②当社事業所

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ・大和エネルギー(株)西予風力開発事務所 | (宇和町卯之町二丁目409番地1号) |
|----------------------|--------------------|

③インターネットの利用

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

(4) 縦覧期間

平成26年5月20日(火)から平成26年6月19日(木)までとした。

自治体庁舎は午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	5名
(内訳) 西予市役所経済振興課	3名
西予市役所 明浜支所	2名
西予市役所 三瓶支所	0名
愛媛県庁舎内	0名
大和エネルギー(株)西予風力開発事務所	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(1) 開催日時

平成26年6月7日（土）13時30分から14時35分まで

(2) 開催場所

西予市宇和文化会館

(3) 来場者数

6名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年5月20日（火）から平成26年7月3日（木）までの間
(縦覧期間及びその後2週間とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

[別紙4-1～4-2 参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は15件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要 とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は8件であった。なお、環境の保全の見地以外からの意見は7件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれらに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 景観について

No.	意見の概要	当社の見解
1	文化庁の「重要文化的景観」二次調査重要地域（仮称）西予風力発電事業の環境アセスメントにおいて、景観の影響調査報告の中で、狩浜地区の段々畑景観が文化庁の「重要文化的景観」二次調査重要地域の対象であることに言及されていない。且つ、四国西予ジオパークのジオポイントとして、重要な地位を占めていることも見逃すこともできない。よって、山、空、海、家並みなど総合的景観でもって形成される、この地区独特の風景の中に風力発電機器の風景は馴染まない。よって景観を害させない位置への変更を要望する。	明浜町の「白い石積の段々畑と宇和海」の景観が、文化庁の「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）」の二次調査において重要地域として選定されていることにつきましては、評価書において記載いたします。 狩浜の段々畑の文化的景観については、「白い石積の段々畑と青い宇和海」の景観が特徴的であり、その両方が見える代表的な地点として本浦地区があげられますが、本浦地区からは対象事業実施区域は背後となる位置関係にあり、段々畑や宇和海を眺める方向と異なるため、影響は小さいと考えております。また、四国西予ジオパークのジオポイントとして、重要な地位であることを念頭に置いて、風車の塗色などにも配慮した上で検討したいと考えております。なお、これからも関係機関と協議のうえ計画を進めていきたいと考えております。
2	景観保全の観点から当地の段々畑を含む文化的景観について、どのような考え方を持ってこの計画を立てられたのか。	
3	日本ジオパークに認定されている狩浜の段々畑の景観が大きく損なわれるのではないかという危惧です。せっかくジオガイドも養成し、狩浜の段々畑を観光の目玉にしながら地域づくりを考えていた矢先、段々畑の景観を変えるような風力発電5基もの設置は到底納得できるものではありません。富士山に風車が立ったらどうでしょうか。	
4	計画どおり風車が設置された場合、ジオパークのジオポイント並びに、文化庁の重要文化的景観の二次調査地域としてどのような影響があるのか。また当地から見えない範囲での計画場所の変更は可能なのか。	明浜町の「白い石積の段々畑と宇和海」については、文化庁の重要文化的景観には選定されていないため文化財保護法による届出の必要はありませんが、同じく文化庁の「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）」の二次調査において重要地域とされていることを踏まえ、また皆様が大切にされている景観として、段々畑と宇和海の両方が見える地点からの眺望景観につきましては、損なうことのないよう、配慮に努めてまいります。 また、四国西予ジオパークのジオポイントとして、重要な地位であることを念頭に置いて、風車の塗色などにも配慮した上で検討したいと考えております。なお、これからも関係機関と協議のうえ計

		画を進めていきたいと考えております。
--	--	--------------------

2. 騒音、低周波音について

No.	意見の概要	当社の見解
5	低周波の人的被害の懸念 風車が建設されると、24時間鳴り響くモーター音、風切り音に悩まされることになったり、風車近隣（200m以内）に住む人は、騒音、低周波音の影響で眠れない日々を過ごしたり、多数の人が健康被害を訴えている全国の事例を耳にします。建設が完了して、仮に健康被害が起った場合は、運転を停止することはできるのでしょうか。また、その補償をどのようにお考えでしょうか。	本計画において、一番近い住宅等集合地域で風力発電機から約800mの離隔があります。そのため、騒音及び低周波音の影響は小さいと判断しております。ただ、今後、事業を実施するにあたり、稼働後については騒音及び低周波音の事後調査を実施することで、影響が及ばないことを確認したいと考えております。 また、仮に健康被害が起った場合は、まずは現地調査を実施して、原因究明をし、風車の影響かどうか判断したうえで、適切に対応したいと考えております。
6	設置稼働後に健康被害や産業への被害が及んだ場合、補償についてどのような考えにあるのか。また全国の被害事例と補償事例について。	全国の被害事例については、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会一報告書（資料編）」（平成23年6月 環境省総合環境政策局）によると、風力発電所事業者に対して苦情等の有無のアンケート調査を実施し、389か所に対して、64か所からの苦情があり、そのうち解決していないものは25か所ありました。具体的な苦情内容等は把握できませんが、そのうち苦情等が継続している中で、大半が風力発電設備から最も近い住宅までの距離は800m未満であると記載されています。なお、補償事例については情報が公開されていないため、把握できておりません。 また、仮に健康被害が起った場合は、まずは現地調査を実施して、原因究明をし、風車の影響かどうか判断したうえで、適切に対応したいと考えております。
7	低周波音に関しては「不確実性」を伴っているということなので稼働後の調査報告はお願いしたい。 景観は気になっていたが、意外と小さく見えるので安心しました。 法的義務が無いのに説明会を行っていただくことに感謝いたします。	「環境影響評価法」第17条の規定に基づいた説明会に加え別途行った近隣地区的説明会に、ご出席いただきありがとうございました。 稼働後におきましては騒音、低周波音の事後調査を実施することで、影響が及ばないことを確認したいと考えております。なお、事後調査結果に関しましては法律に基づき公開させていただくこととしております。 また、定期的なメンテナンス等をすることで不具合等が発生しないようにいたします。
8	特に騒音、低周波音については事後調査を確實に実施し、不具合が発生した場合は十分な対策を講じていただきたい。	

3. その他について

No.	意見の概要	当社の見解
9	狩江の段々畑ジオガイドチームの基本的立場 我々は現在、地域づくり団体として、四国西予ジオパークのジオポインツである、狩江の段々畑の景観を柱とした、ジオガイド事業を展開中である。この事業は地元住民の理解と協力によって支	地元地区の方々のご理解を得ながら風力発電事業の計画を進めていきたいと考えております。ご意見につきましては、真摯に受けとめ適切に対応していきたいと考えております。

	えられ、今後の地域づくりの上で重要な役割を担っている。よって、地域の景観保全についての意見具申は我々の責務である。	
10	<p>クリーンエネルギーへの見解</p> <p>我々は、太陽光発電や風力発電など、環境に配慮したクリーンエネルギーについては、現在の原子力エネルギーに替わるものとして、肯定的な立場である。</p> <p>よって可能な限り、少なくとも狩江地区のどこからも風力発電のプロペラが見えない分については否定しない。但し、これが不可能であれば、この地区での風力発電設置は認めることができない。</p>	<p>化石燃料に代わるクリーンエネルギーへのご理解ありがとうございます。</p> <p>これまで、事業実施区域内で造成工事に伴う地形・自然の改変を最小限に抑えられるよう風車の配置検討を進めてまいりました。ご指摘にありましたプロペラが見えない位置への計画変更は難しいものの、狩江地区の方々へクリーンエネルギーに対する更なるご理解をいただけるよう、説明に努めてまいります。</p>
11	平成 26 年 5 月 25 日愛媛新聞「解く追う」には「環境アセス手探り状態」「評価手法依然定まらず」との見出しに加え、宇和島と愛南の境界付近で計画されている風力発電について書かれた記事は私たちの心配をさらに大きくしています。この記事を、どのように受けとめられ、御社としてどのような考えをもっているのか。	愛媛新聞の記事につきましては、ひとつの考え方として受止めております。弊社として、事後の対応等を含め、関係機関と協議のうえ、適切に対応したいと考えております。
12	住民参加型の再生エネルギー政策へ	これからも地元地区の方々のご理解をいただけますよう、説明に努めてまいります。なお、住民参加型の再生エネルギーへの取り組みにつきましては、市の地域づくりの方針を確認し、高知県檮原町の取り組みのように、市及び地域住民が一体となった取り組みに対して、民間事業者として協力できる範囲を関係機関と協議のうえ対応していきたいと考えております。
13	地域還元型再生可能エネルギー施策が今後実施できる可能性はあるのか。	
14	狩江地区においては、将来の子や孫にも関わる重大な問題であり、誠意有る回答とお互いの合意を得るための継続的な話し合いをお願いいたします。	地元地区の方々との話し合いを継続させていただき、ご理解いただけるように努めてまいります。
15	再度、地域の説明会（住民との対話）を開催できるか。	

愛媛県報に掲載した公告
・愛媛県報（p405）

平成26年5月20日

愛媛県報

第2372号

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人愛寿会西条愛寿会病院	井 上 博 文	西条市福武字藏尾中158番地1	平成 26年3月31日
じん 脳 機 能 障 害	脳 痛 内 科	医療法人住友別子病院	蒲 生 真 幸	新居浜市王子町3番1号	平成 26年3月31日
肢体不自由、じん脳、ぼうこう 又は両脳、小腸機能障害	外 科	喜多医師会病院	西 原 和 郎	大洲市徳森字小島越2532-3	平成 26年3月31日
じん脳、ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 糖 科	愛媛労災病院	田 島 基 史	新居浜市南小松原町13番27号	平成 26年3月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛労災病院	藤 本 和 弘	新居浜市南小松原町13番27号	平成 26年3月31日
呼吸器、ぼうこう又は直腸機能 障害	外 科	愛媛労災病院	原 田 刚 佑	新居浜市南小松原町13番27号	平成 26年3月31日
心臓、じん脳、呼吸器機能障害	循 環 器 内 科	愛媛労災病院	石 田 博 智	新居浜市南小松原町13番27号	平成 26年3月31日
肢体不自由、心臓、じん脳、呼 吸器、小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	鷲 本 純 也	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	平成 26年3月31日

雑 報	
<p>○公 告</p> <p>環境影響評価準備書の概算及び説明会の開催について</p> <p>環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第15条第1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びその要約書を作成したので、同法第16条の規定により、次のとおり公告し、準備書及び要約書を複数に供する。</p> <p>また、同法第17条第1項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。</p> <p>なお、この準備書について、環境の保全の見地から意見を書面により提出することができる。</p> <p>平成26年5月20日</p> <p>大和エネルギー株式会社 代表取締役社長 松 崎 秀 和</p> <p>1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (1) 事業者の名称 大和エネルギー株式会社 (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 松崎 秀和 (3) 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号あべのハルカス33階</p> <p>2 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名称 （仮称）西予風力発電事業 (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業 (3) 規模 総出力 16,000キロワット（2,000キロワット／基×8基）</p> <p>3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県西予市宇和町野田から宇和町山田周辺地域</p> <p>4 関係地域の範囲 西予市</p> <p>5 準備書及び要約書の複数の場所、期間及び時間 (1) 複数場所 西予市役所、西予市明浜支所、西予市三瀬支所、愛媛県庁、大和エネルギー株式会社 (2) 複数期間</p>	<p>平成26年5月20日から平成26年6月19日まで (土曜日・日曜日・「国民の祝日」に関する法律)に規定する休日及び開庁日は除く)</p> <p>(3) 複数時間 9時から17時まで 準備書及び要約書電子版は、当社ホームページにおいて平成26年5月20日（火）から6月19日（木）までご覧いただけます。</p> <p>6 意見書の提出 準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。</p> <p>7 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 提出期限 平成26年7月3日（木）必着 (2) 提出先 下記へ郵送または備え付けの意見書箱へ投函してください。 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目40 9番1号 大和エネルギー株式会社 西予風力 開発事務所 宛</p> <p>(3) 意見書に記載すべき事項</p> <p>ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称</p> <p>ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）</p> <p>8 説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成26年6月7日（土） 13時30分から15時30分 (2) 場所 西予市宇和文化会館（西予市宇和町卯之町2丁目44番地）</p>

自治体広報誌への掲載

「広報せいよ」6月号掲載

環境影響評価準備書の概要と説明

大和エネルギー株式会社は、宇和町野田から山田田辺地域において「(仮称)西予風力発電事業」の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行った結果などを記載した「環境影響評価準備書」の概要と説明会を、次のとおり行います。

概要書類

(仮称)西予風力発電事業 環境影

響評価準備書

概要書類

5月20日(火)～6月19日(木)午前9時～午後5時(土・日・祝を除く)

縦覧場所

市役所 経済振興課(宇和町卯之町3丁目4番地1号、明浜支所(明浜町高山甲365番地)、三瓶支所(三瓶町朝立1番耕地360番地1)、愛媛県庁舎内(松山市二番町4丁目4番地2)、大和エネルギー(西予風力開発事務所(宇和町卯之町二丁目40番地1号))

発表会付随陳 7月3日(木)まで

問い合わせ先まで郵送または備え付けの意見箱へ投函してください。

説明会日時(宇和文化会館で開催)

6月7日(土)午後1時30分～3時30分

問 人和エネルギー(西予風力開発事務所

☎ 0894(62)8820

当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成 26 年 5 月 20 日（木）よりお知らせに掲載

大和エネルギー株式会社

DaiwaEnergy.
COM

文字サイズの変更
 採用情報 サイトマップ

省エネルギーソリューション事業 新エネルギー事業 設備商品事業 会社情報 お問い合わせカタログ請求

事業領域

省エネルギーソリューション事業
新エネルギー事業
設備商品事業
会社情報
お問い合わせカタログ請求

導入事例 Case Studies

導入事例一覧 >

詳細ははこちら

詳細ははこちら

詳細ははこちら

事業・サービスに関するお問い合わせ・カタログ請求

大和エネルギーについて

会社概要
ご挨拶
沿革
大和ハウスグループ
採用情報

ESCOのご提案

建物のエネルギーを効率的に管理・運営・支援します。

マンション単位で簡単に利用
電力一括契約サービス
D-ELS

電子カタログのご案内

新着情報 News

新着情報一覧 >

2014.05.20 [\(仮称\)西子風力名古屋基幹の風力発電所新規事業を経営開始いたしました。](#)
【運営期間】2014年5月20日～6月13日【運営者の提出期限】7月3日

2014.05.01 [本社・大阪本店を移転し、平成26年5月1日本社\(旧\)新住所にて業務を開始いたしました。](#)

2014.04.24 [豊島区三鷹市「DISH AM SolarひみきⅠ\(1.09MW\)」の運転を開始いたしました。](#)

2014.04.03 [新城市那賀川「DISH AM Solar電ヶ原工場\(990kW\)」の運転を開始いたしました。](#)

2014.04.01 [福岡県東筑紫市「DISH AM Solar福岡東Ⅰ\(15MW\)」の運転を開始いたしました。](#)

2014.03.29 [神奈川県相模原市「DISH AM Solar相模原Ⅱ\(990kW\)」の運転を開始いたしました。](#)

2014.03.24 [埼玉県川越市「DISH AM Solar川越Ⅱ\(750kW\)」の運転を開始いたしました。](#)

<https://www.daiwa-energy.com/>

お知らせ



(仮称)西予風力発電事業の環境影響評価準備書を縦覧開始いたします。

大和エネルギー株式会社は、環境影響評価法 第15条第1項の規定により「(仮称)西予風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、同法第16条の規定により、下記のとおり準備書および要約書の縦覧を開始いたします。

1. 専業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

- (1) 専業者の名称: 大和エネルギー株式会社
- (2) 代表者の氏名: 代表取締役社長 松嶋 秀和
- (3) 主たる事務所の所在地:
大阪市阿倍野区阿部野筋1丁目1番43号 あべのハルカス33階

2. 対象事業の名称、種類および規模

- (1) 名称: (仮称)西予風力発電事業
- (2) 種類: 風力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規模: 総出力 16,000kW(2,000kW×8基)

3. 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西予市宇和町野田から宇和町山田周辺地域

4. 関係地域の範囲

西予市

5. 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間および時間

- (1) 縦覧場所
西予市役所、西予市明浜支所、西予市三瓶支所、愛媛県庁、大和エネルギー㈱
- (2) 縦覧期間
平成26年5月20日から平成26年6月19日まで
(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および開庁日は除く)
- (3) 縦覧時間
9時から17時まで

準備書および要約書電子版は、当社ホームページにおいて平成26年5月20日(火)から6月19日(木)までご覧いただけます。

6. 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

7. 準備書についての意見書の提出期限および提出先ならびに意見書に記載すべき事項

- (1) 接出期限: 平成26年7月3日(木)必着
- (2) 提出先: 下記へ郵送または備え付けの意見書箱へ投函ください。
〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目409番1号
大和エネルギー㈱ 西予風力開発事務所 宛
- (3) 意見書に記載すべき事項:
ア 意見書を提出しようとする者の氏名および住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載ください。)

8. 説明会の開催を予定する日時および場所

- (1) 日時: 平成26年6月7日(土) 13時30分から15時30分
- (2) 場所: 西予市宇和文化会館(西予市宇和町卯之町三丁目444番地)

お 矢 口 ら せ

「(仮称) 西予風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成 26 年 5 月 20 日（火）から平成 26 年 6 月 19 日（木）まで
 （土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

2. 縦覧時間

午前 9 時～午後 5 時

3. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 西予風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成 26 年 5 月 20 日（火）～平成 26 年 7 月 3 日（木）まで
 （郵送の場合は 7 月 3 日必着）

○送付先（郵送の場合）

大和エネルギー株式会社 西予風力開発事務所
 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町 2 丁目 409 番 1 号

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である準備書の名称
- ③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※準備書及び要約書は大和エネルギー株式会社のホームページでも公表しています。

「(仮称) 西予風力発電事業環境影響評価準備書」

閲覧用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。
